

お世話になったあの人に
有田市の特産品で
“ありがとう”

を伝えませんか？

-有田市結婚祝贈呈事業-



対象となる方

次のすべてを満たす方が対象。

- ・令和4年4月1日以降に婚姻された方
- ・婚姻日の年齢が、夫婦共に39歳以下の方
- ・有田市にお住まいの方で、夫婦及び同一世帯員に有田市税の滞納がない方
- ・過去にこの制度の利用がない方
- ・夫婦及び同一世帯員が暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない方



内容

有田市の特産品をご夫婦が指定した方に贈呈。
記念品は、カタログよりお選びいただきます。
※上限1万円分まで



申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月29日

申請・問合せ先

有田市役所 経営企画課 まちづくり係

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50

☎ 0737-22-3731 受付時間 8:30～17:15 (土日祝休)

✉ keieikikaku@city.arida.lg.jp

